

児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書

暴力を振るう、食事を与えない等の行為によって保護者が我が子を死に追いやるといった深刻な児童虐待事件が相次いでいます。こうした事態を防ぐため、国は虐待の発生防止、早期発見に向けた対応を行ってきましたが、悲惨な児童虐待は依然として発生し続けています。

特に、2018年3月の東京都目黒区での女児虐待死事件を受け、政府は同年7月に緊急総合対策を取りまとめました。しかし、2019年1月に千葉県野田市で再び痛ましい児童虐待死事件が発生しました。児童相談所、学校、教育委員会及び警察も把握していながら、なぜ救えなかったのか、悔やまれてなりません。

その後、同年6月19日、児童のしつけに際し体罰を加えることを禁止するとともに、児童相談所の体制強化などを図る児童福祉法等改正案が成立しております。

しかしながら、法案が成立した6月にも札幌市で児童虐待によって衰弱死する事件が発生しており、痛ましい事件が後を絶たない現実があります。

よって、国におかれましては、引き続き、児童虐待防止対策のさらなる強化を図るため、次の事項について取り組むよう強く要望いたします。

- 1 学校における虐待防止体制の構築や警察との連携強化、スクールソーシャルワーカーやスクールロイヤー配置のための財政的支援を行うこと。
- 2 虐待防止のための情報共有システムを全ての都道府県・市町村で速やかに構築できるよう対策を講じるとともに、全国統一の運用ルールや基準を国において速やかに定めること。
- 3 DV被害者支援を行う婦人相談所等においては、児童虐待を発見しやすい立場にあることから、児童虐待が疑われる情報を得た場合は児童相談所に通告するなど、児童虐待の早期発見・支援のため、児童相談所とDV被害者支援を行う婦人相談所等との連携を強化し、児童虐待とDVの双方から親子を守る体制強化を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月13日

長崎市議会